

## 監視指導計画に対する意見と対応について

	意 見	対応方針
1	衛生環境研究所の役割分担について、食品に含まれる農薬、添加物の人への影響を分析・評価してほしい。	<b>&lt;計画の対象外&gt;</b> 人の健康への影響評価は、国の役割分担として位置付けられており、最終的には食品安全委員会で判断されることとなっている。
2	鳥インフルエンザなど重大な家畜伝染病に対し、家畜伝染病予防法に基づく防疫マニュアルを作成し、これに基づく生産者への指導を強化してほしい。	<b>&lt;計画の対象外&gt;</b> 食品衛生監視指導計画は、食品等による健康被害の防止を目的としており、家畜の防疫は対象としていない。 なお、鳥インフルエンザに対しては、農林水産省が「高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」を作成し対応しており、鳥取県農林水産部においても、現在、このマニュアルに基づきモニタリングするとともに、県内での発生時においても対応をすることとなっている。
3	生産者、生産者団体に対するトレーサビリティ手法上の記帳等の指導及び実効性ある法整備を望む。	<b>&lt;計画の対象外&gt;</b> 法整備については、牛のトレーサビリティ法、生産情報公表JAS制度が国により実施されている。 なお、生産者を含めた食品等事業者へ食品に関する記録の保存の努力義務が、食品衛生法の一部改正により規定された。(3(3)に記載済)
4	偽装表示に対する監視指導の強化	<b>&lt;対応済&gt;</b> 通常の監視を行う際に、仕入れ伝票、元箱の表示等を確認することにより偽装表示を防止する。(3(1)エ(ウ)に記載済)
5	農薬取締法に基づく監視指導の強化を図るとともに、農薬販売店における農薬管理者の定期的研修と指導の強化を望む。	<b>&lt;一部追加&gt;</b> 農林水産部との連携により必要に応じ使用者への立入検査を実施する。(2(3)ア、イに記載済) 県内の全ての農薬販売店を対象に、年間1回以上を目標に、立入検査を実施する。(4別表2に記載済)
6	農薬等について、農畜産物の生産者への啓発及び監視指導を実施すべき	農薬の適正使用について、農家等を指導する。(3(3)に記載済) 農薬管理指導士等養成研修会を毎年開催し、農薬販売者及び大量使用者等の資質向上を図る。(3(2)ウに追加)
7	残留農薬検査について、県内消費量の多い作物についても実施すべき。	<b>&lt;計画に追加&gt;</b> 県内流通の多い作物についても考慮し収去検査を実施する。(5に追加)
8	情報と意見交換(リスクコミュニケーション)の実施について、ホームページの周知とこれを利用できない人への情報提供について考えてほしい。	<b>&lt;計画に追加&gt;</b> 「食の安全推進会議」を通じて、消費者の意見を収集するとともに、情報の提供を行う。(12(1)アに追加) 自主的な勉強会等へ県職員が出かけて行き、情報を提供するとともに、様々な食品の安全に対する意見等を聞く「食の安全を語る会」を実施する。(12(1)アに追加)
9	一般消費者向けの啓発について、保健所の見学会、食の安全教室など計画してほしい。	
10	日常的なリスクコミュニケーションのあり方として、消費者も参加した場で検討してほしい。	
11	市民との食に対する対話が必要。家庭での食の安全について勉強するよう指導すべき。相互に勉強する会を開催すべき	
12	消費者への食品による危害発生防止のための情報提供について、「消費生活アドバイザー」や「食品ウォッチャー」の増員・養成、民間人の活用。	<b>&lt;計画に追加&gt;</b> 一般県民を食品表示ウォッチャーとして任命し、モニタリング調査を実施する(2(1)イ(イ)に追加) 消費者を対象とした食品表示セミナーを開催する。(12(1)エに追加) 消費者からの食品苦情相談を行う。(12(2)イに追加)
13	地産地消に取り組んでほしい。県内産食材の学校給食への使用促進	<b>&lt;対応済&gt;</b> 県内産農産物の収去検査の実施により、その安全性を確認することで地産地消につなげる。(5に記載済)